



平成27年10月19日

各 位

会 社 名 アジアグロースキャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川 浩平  
(コード番号 6993 東証第二部)  
問 合 せ 先 総務部長 岩瀬 茂雄  
(TEL. 03-3448-7300)

**当社連結子会社による英国金融サービス持株会社の株式取得に関する資金調達方法の決定、  
並びに、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び  
第14回新株予約権の募集に関するお知らせ**

平成27年10月2日付けで開示しております「当社連結子会社による英国金融サービス持株会社の株式取得に伴う英国事業会社の孫会社化に関するお知らせ」（以下「本件事業買収プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、当社は、当社の子会社である株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」といいます。）が、AG 47 LIMITED が BOND3, L.P. 及び 20 STREET (GP) LIMITED に対して負っている貸付債権（当該貸付債権に関する未払い利息を含みます。以下同じ。）が全て弁済された状態で、AU 79 LIMITED の全株式を取得することにより、AU 79 LIMITED、並びにその完全子会社 AG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED 及び CHANTRY COLLECTIONS LIMITED（以下総称して「SFL グループ」といいます。）を DW の完全子会社とすること（以下「本件事業買収」といいます。）に関する資金の調達方法について検討を続けておりましたが、このたび、当該資金の調達方法として、当社及び DW は本日開催のそれぞれの取締役会において、下記「Ⅰ. 本件事業買収に関する資金調達方法の決定」に記載のとおり資金調達を行うことを決定し、また、これに伴って、下記「Ⅱ. 第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の募集」に記載のとおり、当社の本日開催の取締役会において、当社にて第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第14回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社における意思決定の公平性と中立性を保つ観点から、当社代表取締役社長の小川浩平氏（以下、「小川氏」といいます。）は、当社の特別利害関係者にあたるため、本新株予約権付社債及び本新株予約権にかかる取締役会の決議に参加していません。

また、当社は、本日別途、「当社連結子会社である株式会社大黒屋によるコミットメントレターの取得に関するお知らせ」を開示しておりますので、併せてご参照ください。

## 記

### I. 本件事業買収に関する資金調達方法の決定

本件事業買収プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社は、DWによる本件事業買収の実現に向けた必要資金をタイムリーにDWに提供すべく、本件事業買収に必要な資金の調達手法にかかわる検討を行ってまいりました。その結果、本件事業買収に必要な資金は、以下の2つの方法で調達するのが、当社株主の皆様にとって最善の方法であるとの結論に至りました。

本件事業買収プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、本件事業買収に係る取得価額総額は26.5百万ポンド（1ポンド185円換算4,902百万円）です。加えて、本件事業買収に関してDWにて要するデューディリジェンス費用及びその他の買収関連費用は約2.2億円程度になるものと見込んでおり、また、SFLグループにおいても本件事業買収後に発生する費用の支払い（税金の支払い等）が必要となるためSFLグループにおける当面の資金として約3.5億円程度を本件事業買収の実行時点においてDWからSFLグループに貸し付けることも予定しております。従いまして、本件事業買収の完了予定日である本年10月30日までに、DWにおいて約54.7億円の資金調達が必要であると考えております。

(a) ライツ・オファリングによって調達した当社の手元資金約6.7億円のうち約4.7億円

当社は平成26年3月実施のライツ・オファリングにおいて、DW株式の取得を目的として約17億円を調達し手元資金3億円と合わせて買付予定総額20億円の公開買付けを行ったものの、応募数が想定を下回ったことにより買付総額が約10億円にとどまったため、約10億円が未使用資金（以下「本件未使用資金」といいます。）となりました。その後、平成26年12月19日付、平成27年2月27日付、同年4月24日付、同年9月30日付の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」において公表しましたとおり、本件未使用資金約10億円のうち1億円（充当期間は平成26年10月から平成27年2月まで）、6千万円（充当期間は平成27年3月から平成27年4月まで）、1億円（充当期間は平成27年5月から平成27年9月まで）、1億円（充当期間は平成27年9月から平成28年1月まで）をそれぞれ当社の運転資金として充当することとし、さらに1億円を事業戦略検討諸費用（充当期間は平成27年4月から平成28年1月まで）に充当することとしましたが、平成27年9月末時点までにおいては事業戦略検討諸費用に充当した金額が約0.6億円に留まっていた結果、平成27年9月末時点では約6.7億円の手元資金を有しておりました。そんな中、平成27年10月2日付の「ライツ・オファリング（ノンコミットメン

ト型／上場型新株予約権の無償割当て)に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社ではさらに、同年10月1日付開催の取締役会において、当該手元資金の一部をDWによる本件事業買収の実現に向けた必要資金に充当すべく、本件買収資金として2.5億円、デューディリジェンス費用及びその他の買収関連費用として2.2億円の合計4.7億円を当該手元資金から拠出してDWに貸し付けることを決議いたしました。なお、このうち、1.32百万ポンド(1ポンド185円換算 245百万円)については本件買収資金の手付金に充てるべく、既に当社からDWに貸し付けており、本件事業買収の完了予定日である平成27年10月30日に先立ち、既にDWからBOND3, L. P. 及び20 STREET (GP) LIMITEDに対して支払っております。

(b) インターカンパニーローン約50億円

当社連結子会社である大黒屋が、株式会社東京スター銀行(以下「東京スター銀行」といいます。)及び中国信託商業銀行東京支店(以下「中国信託商業銀行」といいます。)から計85億円の借入を行い、また東京スター銀行から10億円のコミットメントラインの設定を受けることについてコミットメントレターを受領し、平成27年10月20日に当該借入れ及びコミットメントラインの設定について正式に契約を締結することが確実となったことを踏まえ、当社としては、当該借入及びコミットメントラインによる資金調達額から50億円を当社が大黒屋から借り入れ(以下「インターカンパニーローン」といいます。)、当該資金を上記(a)の当社貸付金4.7億円に追加して合計約54.7億円を速やかにDWに貸し付ける形で必要資金を提供する(以下「本インターカンパニーローンスキーム」といいます。)のが当社株主の皆様にとって最善の方法であるとの結論に至りました。なお、大黒屋による東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入並びに東京スター銀行による大黒屋に対するコミットメントラインの設定については、本日別途開示しております、「当社連結子会社である株式会社大黒屋によるコミットメントレターの取得に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

なお、大黒屋による東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入並びに東京スター銀行による大黒屋に対するコミットメントラインの設定については、当社が、大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ780百万円を速やかに入金することが条件とされております。当該780百万円は、平成27年11月末日における大黒屋の現預金残高(但し、大黒屋の特定の口座における残高を除き、未使用コミットメントライン貸付極度額が存在する場合におけるその合計額は加算した金額を指します。以下同じ。)が7億円以上である場合にはそれ以降当社はその全額の出金が可能となり、また、7億円を下回る場合には、当社は、上記銀行口座の780百万円から、その不足額相当金額を大黒屋からのインターカンパニーローンの元本の期限前返済に充てることとされており、それ以降の残高を当社が出金することは妨げられないこととされております。なお、後述のとおり、その場合には、当該金額はSFLにお

ける成長投資資金として活用することを想定しております。

なお、当社連結子会社である大黒屋が東京スター銀行及中國信託商業銀行からの計85億円の借入並びに東京スター銀行からの10億円のコミットメントラインの設定を受けて平成27年10月23日に行うリファイナンス後における同日時点の大黒屋における現預金残高の見込み額は約6.4億円となっております。

(インターカンパニーローンの概要)

借入先	株式会社大黒屋
借入金額	50 億円
金利	5 %
契約締結日 (予定)	平成 27 年 10 月 20 日
借入日 (予定)	平成 27 年 10 月 23 日
返済日 (予定)	当初返済期日は平成 28 年 10 月末日となる予定ですが、当該期日が到来した場合であっても、その時点までに期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していない限りは 1 年間更新され、その後も同様に更新されます。
その他条件	当社が、大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ780百万円を速やかに入金することが条件とされております。当該780百万円は、平成27年11月末日における大黒屋の現預金残高(但し、大黒屋の特定の口座における残高を除き、未使用コミットメントライン貸付極度額が存在する場合におけるその合計額は加算した金額を指します。)が7億円以上である場合にはそれ以降当社はその全額の出金が可能となり、また、7億円を下回る場合には、当社は、上記銀行口座の780百万円から、その不足額相当金額を大黒屋からのインターカンパニーローンの元本の期限前返済に充てることとされており、それ以降の残高を当社が出金することは妨げられないこととされております。

本件事業買収に必要な資金の調達手法として、本インターカンパニーローンスキームを選択するに至った具体的な検討過程は以下のとおりです。

A. 他の資金調達方法の検討について

まず、DWが本件事業買収に必要な資金の調達を当社からの借入れによらずに行う

方法も検討いたしました。以下のとおり、いずれも困難であると判断いたしました。

(a) DW自身による外部金融機関からの借入れ

DW自身は純粋持株会社であり、確実な返済原資を有さないため、DW自身が外部金融機関から適切な条件で借入れを実施することは困難であると判断いたしました。

(b) DW自身による大黒屋からの借入れ

DW自身は純粋持株会社であり、確実な返済原資を有さないため、大黒屋がDW自身に直接貸し付けるよりも、エクイティによる将来的な資金調達能力を有し、一定の返済能力がある当社に貸し付ける方が適切であると判断いたしました。

(c) DW自身による公募又は第三者割当による株式又は新株予約権の発行

DWは非上場会社であり、その株式の流動性は非常に乏しいため、DW自身による公募又は第三者割当による株式又は新株予約権の発行を引き受ける者を適切な条件で見つけることは困難であると判断いたしました。

なお、DWの親会社である当社が第三者割当による株式又は新株予約権の発行を引き受けることは考えられますが、DWによる本件事業買収の実現に向けた必要資金をタイムリーにDWに提供する必要があるところ、DWには多くの株主が存在する中で、DWにおいて株主総会決議を経て第三者割当を行うには相応の時間を要するため、当該選択肢も、DWによる本件事業買収の実現に向けた必要資金をタイムリーにDWに提供するという目的には資しないと判断いたしました。

次に、DWが本件事業買収に必要な資金の調達を当社からの借入れにより行う場合に、当社において当該必要資金額を調達する方法を検討いたしました。以下のとおり、大黒屋からのインターカンパニーローン以外の方法はいずれも困難であると判断いたしました。

(a) 当社手元資金

当社が有する手元資金は、ライツ・オフリングによって調達した当社の手元資金約6.7億円以外には存在しません。なお、上述のとおり、本件買収資金の一部としての2.5億円、デューデリジェンス費用及びその他の買収関連費用としての2.2億円の合計4.7億円は、ライツ・オフリングによって調達した当社の手元資金約6.7億円から、DWに貸し付けることとしております。

(b) 当社自身による外部金融機関からの借入れ

当社自身は純粋持株会社であり、確実な返済原資を有さないため、当社自身が外部金

融機関から直接借入れを実施しようとしても、大黒屋による借入の場合と比して有利な金利条件その他の諸条件を得ることは困難であると判断いたしました。

(c) 当社による公募又は第三者割当による株式の発行

当社による公募又は第三者割当による株式の発行については、法的規制の変更、市場環境の変動、為替の変動、質草に関する流行や市場ニーズの変動等、当社グループの今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、引き受ける証券会社並びに一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることは困難であると判断せざるを得ませんでした。なお、公募増資又は第三者割当の方法による株式の発行の場合、一度に株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、一度に希薄化が発生することを避けることができず、今回の資金調達の規模を鑑みると、既存株主の持分の希薄化のインパクトが大きいため、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

B. 本インターカンパニーローンスキーム

(メリット)

上記のとおり、他の資金調達方法はいずれも、適切な条件では、あるいは、タイムリーには実現困難であると判断したのに対し、本インターカンパニーローンスキームによれば、当社やDWが直接借入を行うよりも金利条件その他において有利な条件で、かつ、本事業買収の実行予定日である本年10月30日までに機動的に本事業買収に必要な資金をDWが調達することが可能であると判断いたしました。

(デメリット)

他方で、本インターカンパニーローンスキームの場合、当社の自己資本に対する連結負債合計の割合である連結負債比率が109%(平成27年6月末時点)から約191%にまで高まることとなります。また、本インターカンパニーローンスキームの場合、東京スター銀行及び中国信託商業銀行との交渉の結果、大黒屋の東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入れについては、当社が、大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ780百万円を速やかに入金することが条件(※)とされているため、当該資金を速やかに調達しなければならず、また、当該調達資金を当社グループの事業に一定期間使用できず、当社預金口座に固定化されてしまうこととなります。

(※)なお、前述のとおり、当該780百万円は、平成27年11月末日における大黒屋の現預金残高(但し、大黒屋の特定の口座における残高を除き、未使用コミットメントライン貸付極度額が存在する場合におけるその合計額は加算した金額を指し

ます。)が7億円以上である場合にはそれ以降当社はその全額の出金が可能となり、また、7億円を下回る場合には、当社は、上記銀行口座の780百万円から、その不足額相当金額を大黒屋からのインターカンパニーローンの元本の期限前返済に充てることとされており、それ以降の残高を当社が出金することは妨げられないこととされております。

そこで、当該780百万円の速やかな調達のため、その他今後必要となる運転資金等に係る資金を調達するための新株予約権の発行と併せて、転換社債型新株予約権付社債を発行することといたしました。その詳細は下記「Ⅱ. 第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の募集」のとおりです。

なお、上記のとおり、DWが本件事業買収を行い、そのため、当社はDWに対して本インターカンパニーローンスキームにより貸付けを行うこととなりますが、本件事業買収プレスリリースにて公表いたしましたとおり、別途、当社は、DWの親会社としてDWの買収契約に基づく義務の履行についてBOND3, L.P. 及び20 STREET (GP) LIMITEDのために保証するため、コミットメントレターを差し入れております。

## Ⅱ. 第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の募集

### 1. 募集の概要

#### ① 本新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成27年11月4日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は20,000,000円(額面100円につき金100円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000株(新株予約権1個につき125,000株)
(5) 資金調達の額	800,000,000円
(6) 転換価額	160円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	三田証券株式会社を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社(以下「MTC」といいます。)を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱに対する第三者割当方式
(8) 利率	2%
(9) 償還期限	平成29年11月4日
(10) 譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承諾を要するものとします。

(11) その他	<p>①繰上償還条項          当社は、平成27年11月5日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいう。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができます。</p> <p>②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
----------	--

## ② 本新株予約権

(1) 割当日	平成27年11月4日
(2) 新株予約権の総数	100個
(3) 発行価額	本新株予約権1個につき144,900円（総額14,490,000円） （本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：新株予約権の目的である株式1株あたりにつき160円（総額12,000,000,000円））
(4) 当該発行による潜在株式数	7,500,000株（新株予約権1個につき75,000株）
(5) 資金調達の額	1,214,490,000円 （内訳）新株予約権発行による調達額：14,490,000円 新株予約権行使による調達額：1,200,000,000円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	160円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	三田証券株式会社を業務執行社員とするMTCを営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱに対する第三者割当方式
(8) 譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	<p>①取得条項          平成27年11月5日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが</p>



	<p>できます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(2) 平成27年11月5日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。</p> <p>②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達目的及び理由

上記「I. 本件事業買収に関する資金調達方法の決定」の「B. 本インターカンパニーローンスキーム」の「(デメリット)」に記載の点を踏まえ、当社の連結負債比率の上昇のインパクトを可及的に軽減させつつ、大黒屋による借入れのための条件である銀行口座への入金を実速に実現するという目的のために、当社にて第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行することを検討いたしました。第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、上述の入金を速やかに実現するための資金を迅速に得ることができ、かつ、将来的には社債部分が株式に転換されることにより当社の連結負債比率の上昇を軽減することができます。なお、当社が、大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ入金する780百万円について当該口座からの出金を許容されるに至った場合には、SFLにおける成長投資資金として活用することを想定しております。具体的には、小売事業(時計、宝石、カバン等の中古品及び新品買取販売業)の強化のための在庫投資として2百万ポンド(1ポンド185円換算 370百万円)、新規事業としての海外送金代行業における投資として2百万ポンド(1ポンド185円換算 370百万円)等に充当することを想定しております。なお、本件事業買収プレスリリースでも記載いたしましたとおり、SFLグループに営業上必要な現預金約3.1百万ポンド(1ポンド185円換算 573.5百万円)はSFLグループに余剰現預金として確保されておりますが、これは、SFLグループの各店舗において質事業を営むために店舗に残しておく必要のある最低限の手元資金であり、SFLグループの今後の運転資金や成長投資資金としての活用は基本的に困難なものです。

また、第14回新株予約権の発行についても、それが行使された場合には株式によ

る資金調達ができるため連結負債比率の上昇のインパクトを軽減させることができると考えております。第14回新株予約権により調達できた資金については、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い、当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）、当社子会社への貸付金①（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））、当社子会社への貸付金②（SFL運転資金（一般経費及び納税資金））、及び、新規ネット事業(※)に係る投資資金等(平成27年11月から平成28年9月の一部人件費123百万円（自社システム開発費用含む）及び広告宣伝費37百万円）に活用することを企図しております。

(※) 当該新規ネット事業の推進のため、当社においてはラックスワイズ株式会社という完全子会社を既に設立しております。同社においては、①大黒屋から委託を受けて、インターネット上で中古ブランド品の販売を行うこと(本年11月開始予定)、②一般顧客からの委託を受けてインターネット上で中古ブランド品の販売を行うこと(本年12月開始予定)、及び、③同社自身で中古ブランド品を買取り、インターネット上で当該商品の販売を行うこと(本年12月開始予定)を検討しております。なお、これらの事業の遂行のために必要なシステム開発については、既に構想を練っている段階にあるものの、具体的な開発にはまだ着手しておらず、今後必要な資金を調達した上で具体的な開発を進めていく予定です。なお、ラックスワイズ株式会社は資本金1円で設立した会社であり、現時点においては上記開発及び上記各事業の運営のための資金を有しておらず、仮に当該資金を本新株予約権の行使によって順調に調達できなかつた場合には、その調達方法は別途検討致します。今後、同社において具体的に事業を開始した場合には適時に追加の開示を行うことを予定しております。

## (2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記「(1) 資金調達の目的及び理由」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。これに際し、当社は三田証券株式会社の子会社であるMTCから、本新株予約権付社債と本新株予約権の発行を同時に行うスキーム（以下「本新株予約権スキーム」といいます。）について提案を受け、慎重に検討した結果、本新株予約権スキームが、当社株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。

本新株予約権スキームにおいては、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱに対して当社代表である小川氏が出資を行うことによって割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱが本来負担することになる本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額、または本新株予約権付社債または本新株予約権の転換又は行使に際しての払込金額の回収が不能になるリスクが、小川氏による出資額を上限に小川氏

に移転することとなるため、割当予定先の営業者であるMTCとしては、より多額の本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取りが可能となります。

他方、小川氏としては本新株予約権付社債及び本新株予約権が転換または行使され、それによって交付された株式が処分されるまでの間の一時的な信用補完を行うものの、小川氏自身が当社株式、新株予約権付社債または新株予約権を保有する場合と比較して長期的に当社株式または社債の所有にかかわるリスクを負う必要はない構造となっています。これは、当社の内部者にあたる小川氏自身が当社株式、新株予約権付社債または新株予約権を保有する場合、短期間の売買には制約があり、必然的に保有期間が長期化してしまう一方で、取得した本新株予約権付社債及び新株予約権を転換・行使したうえで適宜処分する方針であるMTキャピタル匿名組合Ⅱに対して、小川氏に指図権限のない匿名組合形式で出資する方法をとることによって長期的に保有する必然性がなくなることによるものです。

これらのことから、当社としては、本新株予約権スキームは、当社が必要な資金を最適な期間で調達するためにもっとも適したスキームであると判断いたしました。

なお、当社が本新株予約権スキームを選択するに至った判断過程は以下のとおりです。

#### A. 他の資金調達方法の検討について

##### (a) 公募増資

公募増資は、資金調達額が確実に見込めるというメリットはある一方で、(i) 本新株予約権スキームと比較した場合、発行手続きに係る費用が大きくならざるを得ず、また、(ii) 当社グループの今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、引き受ける証券会社を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。(iii) なお、公募増資による株式の発行の場合、一度に株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、一度に希薄化が発生することを避けることができず、今回の資金調達の規模を鑑みると、既存株主の持分の希薄化のインパクトが大きいため、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

##### (b) 第三者割当による株式の発行

第三者割当による株式の発行についても、資金調達額が確実に見込めるというメリットはあるものの、当社グループの今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。なお、第三者割当の方法による株式の発行の場合、一度に株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、一度に希薄化が発生することを避けることができず、今回の資金調

達の規模を鑑みると、既存株主の持分の希薄化のインパクトが大きいため、その観点からも望ましい方法ではないと考えております。

(c) 行使価額修正条項付新株予約権または行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

新株予約権の発行については、当該新株予約権の行使価額が株式の時価に応じて適宜修正される旨の条項を付けることにより、一般に行使価額が固定された新株予約権よりも資金調達の実質性が高くなると考えられます。しかしながら、かかる新株予約権の発行後に当社の株価が下落し、行使価額が下方に修正された場合には、行使総額の減少に伴い資金調達の額が変動するリスクが生じるだけでなく、行使の完了までに行使により取得される株式数が確定しないため、株価に対して直接的に大きな影響が生じることとなります。

また、転換社債型新株予約権付社債の発行については、当該新株予約権の行使価額が株式の時価に応じて適宜修正される旨の条項を付けることにより、一般に行使価額が固定された新株予約権よりも行使価額あたりの割当株式数が増加することから当該社債を転換するメリットが大きくなり、当該社債権者としても行使のインセンティブが高まることから資金調達の実質性が高くなると考えられます。しかしながら、かかる新株予約権の発行後に当社の株価が下落し、行使価額が下方に修正された場合には、発行される株式の数が増加することで希薄化の影響が大きくなります。

そして、直近の当社株価の変動率を鑑みた場合にかかるリスクが大きくなることから、当該手法は適切ではないとの判断に至りました。

(d) ライツ・オファリング（コミットメント型）

ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあり、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。

しかし、一般にコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、コミットメントを行う証券会社等に対してコミットメント総額に応じて5%から10%の手数料を支払う必要があり、手数料が高くなる傾向にあることなどを考慮し、当該手法は適切ではないと判断いたしました。

(e) ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様或いは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。また、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）では、全株主を対象として、その保有株式数に応じ、平等に新株予約権の割り当てを行うというその特性から、新株予約権の行使価額は、その目的となる株式の市場価格と比して、大きくディスカウントされることが通例となっております。このため、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）を実施した場合、希薄化の影響により株価が下落するリスクがあることとなります。以上に加えて、当社が平成26年3月に既にライツ・オファリング（ノンコミットメント型）を実施していることを踏まると、これを再び実施することについては、当社株主の皆様のご評価を得られないものと判断いたしました。

(f) 第三者割当による新株予約権の発行のみによる調達、新株予約権社債の発行のみによる調達

当社としては、本新株予約権スキームで調達予定の約20億円を、第三者割当による新株予約権の発行のみで調達することも検討致しました。しかし、当社としては、当社の連結負債比率の上昇のインパクトを軽減させるために最終的にはエクイティによる資本調達を行うことを希望しているものの、前述のとおり、東京スター銀行及び中国信託商業銀行との交渉の結果、大黒屋の東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入れについては、当社が大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ780百万円を速やかに入金することが条件とされているため当該入金を速やかに実現するためには、手元資金を迅速に調達できることも同時に必要となります。

そのため、質権及び根質権を設定する当社銀行口座への入金に充てる780百万円を確保するために必要な限度においては、新株予約権付社債での資金調達を行うことで、当該目的を達成しつつ、本転換社債型新株予約権の行使が進むことに伴う当社の将来的な連結負債比率の低下という目的をも実現することを企図致しました。

なお、新株予約権付社債での資金調達に関しては、三田証券株式会社の子会社であるMTCから、当社代表である小川氏による信用補完を付したファンドを設立するスキームであれば、調達予定額約20億円のうち8億円については新株予約権付社債での引受けが可能との提案を受けたため、最終的に調達予定額のうち8億円については本新株予約権付社債の発行によるものとし、残額の約12億円については本新株予約権の発行によるものとする本新株予約権スキームを採用したものです。

(g) 当社手元資金

当社が有する手元資金は、ライツ・オファリングによって調達した当社の手元資金約6.7億円以外には存在しません。なお、上述のとおり、本件買収資金の一部としての2.5億円、デューデリジェンス費用及びその他の買収関連費用としての2.2億円の合計4.7億円は、ライツ・オファリングによって調達した当社の手元資金約6.7億円から、DWに貸し付けることとしております。また、その残額約2億円のうち、1億円は、当社の平成27年9月から平成28年1月までの運転資金に充当する予定であること、約0.4億円は平成28年1月までの間において事業戦略検討諸費用に充当する予定であることは前述のとおりです。従って、当社手元資金の残額では、必要な資金手当をすることはできません。

B. 本新株予約権スキーム

(メリット)

本新株予約権スキームにおいては、当社は本新株予約権の発行と同時に行われる本新株予約権付社債の発行によって8億円(発行諸費用を除くと約7.8億円)を迅速に調達することが可能となります。また、本新株予約権の行使が進めば、さらなる資金調達が可能となります。加えて、本新株予約権や本転換社債型新株予約権の行使が進めば、本新株予約権については行使価額相当額について、本転換社債型新株予約権については社債相当額について、仮に将来において借入れにより当該金額の資金調達を行った場合と比して、当社の連結負債比率の上昇のインパクトを軽減させることが可能となります。以上から、本新株予約権スキームは、当社株主の利益に資すると判断しております。

また、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTC(業務執行社員三田証券株式会社)からは、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針と聞いており、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式発行の場合のように一度に新株式を発行して資金調達を完了させるスキームと比べて株価への影響を限定できると考えられる点、及び、現体制による持続的な経営を阻害しないという点で、当社の意向と合致しているものと考えております。

加えて、三田証券株式会社は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、及び当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTCを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得を行った実績があるため、新株予約権の取得を検討する際にも必要以上に期間がかからないという利点がございました。

なお、当社代表取締役である小川氏は、三田証券の要請に基づきMTキャピタル

匿名組合Ⅱへの出資を予定しており、当社の特別利害関係者にあたると思われるため、当社における意思決定の公平性と中立性を保つ観点から、三田証券株式会社への打診を行った以降、本件にかかる条件の交渉、及び当社取締役会の決議には参加しておりません。

なお、本新株予約権付社債には繰上償還条項が、本新株予約権には任意取得条項が付されております。これにより当社としては、当社の株価の状況などに応じた当社の資金調達手段の見直しの自由度を確保することが可能となっております。例えば、当社の株価が大幅に下落する等して各新株予約権の行使の可能性が極めて低くなってしまった場面においては、繰上償還条項及び任意取得条項によって本新株予約権付社債及び本新株予約権をいったん消滅させ、新たな資金調達手段を検討することが可能となっており、また、当社の株価が上昇し既存株主の皆様にとって不利な価格で新株が発行されることが懸念されることとなった場面においては、同じく本新株予約権付社債及び本新株予約権をいったん消滅させることで当該上昇した株価を前提により有利な条件での資金調達を検討することも可能となります。なお、特に当社株価が当初株価の200%以上となるような場面においては、既存株主の皆様の不利益が大きくなることが懸念されることから、本新株予約権には、当社普通株式の終値が5連続取引日の間行使価額の200%以上になった場合、本新株予約権の全てを当社が強制的に取得する旨の取得条項が付されています。これにより、上記のような当社既存株主の皆様の懸念が確実に回避されることを明確にする仕組みとなっております。他方、本新株予約権付社債に関しては、当社による強制的な償還条項を付した場合、当社の財務的負担が大きくなり結果的に株主価値を毀損するおそれもあることから上記の任意の繰上償還条項のみとなっております。

(デメリット)

市場の状況により、行使価額が市場価格を上回る状況では本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使が進まない可能性があり、その場合には、当社の連結負債比率の上昇のインパクトを軽減させる効果が限定的となる可能性があり、また、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い、当社の運転資金、当社の子会社への貸付金、新規ネット事業への投資資金といった、想定する資金用途への充当ができなくなる可能性があります。その場合には、さらに別の資金調達手法を検討する可能性があり、仮にかかる想定する資金用途への充当のため、将来において借入れがなされる場合には、連結負債比率を上昇せざるを得ず、今後の資金調達方法が限定的となる可能性がございます。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 調達する資金の総額（円）	2,014,490,000
内訳 （本新株予約権付社債の発行による調達額）	800,000,000
（本新株予約権の発行による調達額）	14,490,000
（本新株予約権の権利行使による調達額）	1,200,000,000
② 発行諸費用の概算額（円）	20,000,000
③ 差引手取概算額（円）	1,994,490,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は価値算定費用、弁護士費用、その他費用の合計です。  
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記「調達する資金の総額」、「内訳（本新株予約権の権利行使による調達額）」及び「差引手取概算額」は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

前記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行によって調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期については、以下の通りです。

本新株予約権付社債

具体的な使途	金額	支出予定時期
大黒屋による東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入債務を被担保債権とする質権及び根質権（以下「本預金担保」という。）を設定する当社の銀行口座への入金	780百万円	平成27年11月

新株予約権

具体的な使途	金額	支出予定時期
大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い	250百万円	平成27年11月～平成28年10月
当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）	195百万円	平成28年2月～平成28年9月
子会社への貸付金①（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））	51百万円	平成28年2月～平成28年9月
子会社への貸付金②（SFL運転資金（一般経費及び納税資金））	558百万円	平成27年11月～平成28年9月
新規ネット事業への投資資金	160百万円	平成27年11月～平成28年9月

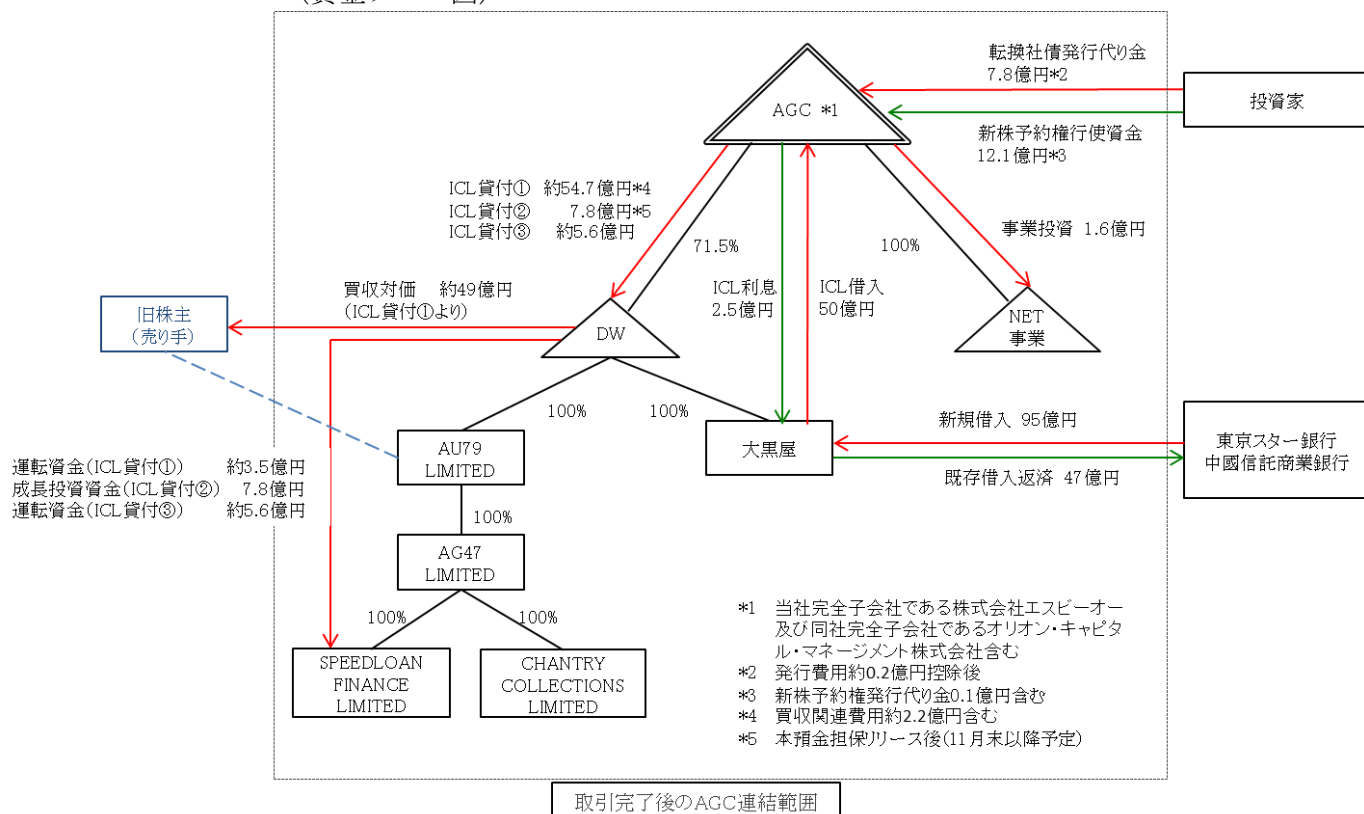
- (注1) 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記金額に満たない



こととなります。その場合には、「具体的な資金使途」欄に記載の各資金使途に充当される金額がその分減少することとなりますが、その場合には、「子会社への貸付金②（SFL 運転資金（一般経費及び納税資金））」のうち納税資金に優先的に充当し、その他については、「大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い」、「当社運転資金（一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息）」、「子会社への貸付金①（大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金（一般経費））」、「子会社への貸付金②（SFL 運転資金（一般経費及び納税資金））」のうち納税資金以外の資金、並びに新規ネット事業への投資資金の中で支出時期が早く到来するものから順次優先的に充当します。なお、平成 28 年 11 月以降の大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払いの原資については、今後、英国における SFL によるリファイナンスの実施を検討し、また SFL からの配当収入等により賄うことを検討していきます。

- (注 2) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。
- (注 3) 大黒屋からのインターカンパニーローンの当初返済期日は平成 28 年 10 月末日となる予定ですが、上記期日が到来した場合であっても、その時点までに期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生していない限りは 1 年間更新され、その後も同様に更新されます。なお、当該インターカンパニーローンの元本の最終的な返済は、今後、英国において SFL によるリファイナンスの実施を検討し、また SFL からの配当収入等により賄うことを検討していきます。
- (注 4) なお、大黒屋による東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入に対する返済期日は、平成 32 年 10 月 23 日となる予定です。
- (注 5) 「子会社への貸付金①（大黒屋及び SFL を除く子会社運転資金（一般経費））」における子会社運転資金（一般経費）は、主に持株会社である DW の運転資金を想定しております。
- (注 6) 「新規ネット事業への投資資金」とは、当社新設子会社による大黒屋のインターネット上での中古ブランド品販売・買取事業の支援及びインターネット上の中古ブランド品の委託販売事業への投資資金等（人件費、広告宣伝費、自社システム開発費用等）を想定しております。

(資金フロー図)



#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達した資金は、主として本件事業買収に関連して必要となる資金に充当されますが、本件事業買収プレスリリースでも記載致しましたとおり、当社グループとしては、SFLグループを買収後、同社の経費削減を進めると同時に、当社グループの質屋および中古品買取販売のノウハウを使い、英国において質事業および中古品買取販売事業を強化し、可能な限り短期間の内に業績の拡大をはかり、新規出店と同業他社買収によって英国内におけるシェア拡大を図っていくことを計画しており、そういった諸施策を通じて生じるシナジー効果等により、当社グループにおけるSFLグループの買収は当社の企業価値ひいては株主価値向上に資することになるものと考えております。

一方で、上記「I. 本件事業買収に関する資金調達方法の決定」の「B. 本インターカンパニーローンスキーム」の「(デメリット)」で説明したように、本インターカンパニーローンスキームを用いる場合、当社の自己資本に対する連結負債合計の割合である連結負債比率が109%(平成27年6月末時点)から約191%にまで高まることに加え、今後のSFLグループを含む当社グループにおける運転資金その他の事業資金の調達を借入で行う場合にはさらに当社の連結負債比率が高まるおそれがあることから、当社の株主利益の最大化という観点からは、本件事業買収後における当社グループにおける必要資金の調達は、当社の連結負債比率の上昇を可及的に軽減できる方法で行うのが

望ましいと考えました。また、本インターカンパニーローンスキームの場合、東京スター銀行及び中国信託商業銀行との交渉の結果、大黒屋の東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入れについては、当社が、大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ780百万円を速やかに入金することが条件とされたため、当該資金を機動的に確保することが必要となりました。

そこで、これらの点に対応すべく、当社にて本新株予約権付社債及び新株予約権を発行することが当社の株主利益の最大化につながる最善の選択であると判断いたしました。すなわち、本新株予約権付社債の発行により、上記入金に充てる資金を迅速に得ることができ、かつ、将来的には社債部分が株式に転換されることにより当社の連結負債比率の上昇を軽減することができ、また、本新株予約権の発行も、それが行使された場合には株式による資金調達ができるため連結負債比率の上昇のインパクトを軽減させることができることから、当社にて本新株予約権付社債及び新株予約権を発行することによって上記の各点に対処することが可能であり、当社の株主利益の最大化につながる最善の選択であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社にて本新株予約権スキームを採用することとしたものであり、当該資金調達は、当社の株主価値の最大化に資する合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額並びに本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTC（業務執行社員三田証券株式会社）との協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成27年10月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である160円を参考に決定した160円を基準株価として以下のとおりとしました。

名称	転換価額または行使価額及びその算定根拠
本新株予約権付社債	160円（基準株価に100%を乗じた金額）
本新株予約権	160円（基準株価に100%を乗じた金額）

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社との取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。かかる算定結果は下記の通りとなりますが、当社監査役4名（うち3名が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関である東京フィ

ナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権付社債及び本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び下記の東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定結果を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないとは判断した旨の意見表明を本日開催の当社取締役会において受けております。

(本新株予約権付社債)

第三者算定機関は、本新株予約権付社債の評価額の算定に関して、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価 160 円（平成 27 年 10 月 16 日の終値）、転換価額 160 円、ボラティリティ 83.11%（平成 25 年 9 月から平成 27 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート 0.009%（評価基準日における中期国債レート）、配当率 0.00%、繰上償還条項、新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 96.45 円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- i. 割当予定先の転換については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、転換可能期間最終日（平成 29 年 11 月 4 日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権付社債の全てを転換するものと仮定しております。転換可能期間中においては、社債権者は、時価と転換価額と金利 2%とを勘案し、①転換も繰上償還もされない場合、②繰上償還を行う場合、③転換した場合のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。
- ii. 繰上償還条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権付社債の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権付社債の繰上償還及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による繰上償還条項があることは本新株予約権付社債の価値を減価する要因の一つとなります。当社の繰上償還条項の発動前提は、発動水準を約 130%と想定し、本新株予約権付社債の割当日以降いつでも、発動することとしております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり121,332株（最近2年間の日次売買高の中央値である1,213,322株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定方法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであるから、この評価を妥当として、本新株予約権付社債1個の払込金額を金20,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年10月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を参考にした基準株価である160円（ディスカウント率は0%）といたしました。

なお、転換価額160円は、当該直前営業日までの最近1か月間の終値平均159円に対する乖離率は0.7%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均173円に対する乖離率は△7.5%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均186円に対する乖離率は△13.8%となっております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価である発行価額（額面100円につき100円）と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価である発行価額が本新株予約権付社債の公正価値を上回る水準であり、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

#### （本新株予約権）

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書

による算定結果（本新株予約権 1 個につき 144,900 円）を参考に、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を 144,900 円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 160 円（平成 27 年 10 月 16 日の終値）、行使価額 160 円、ボラティリティ 83.11%（平成 25 年 9 月～平成 27 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート 0.009%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権 1 個につき 144,900 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成 27 年 10 月 16 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の 160 円を参考に決定した基準株価に 100%を乗じた金額である 160 円といたしました。なお、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 159 円に対する乖離率は 0.7%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 173 円に対する乖離率は△7.5%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 186 円に対する乖離率は△13.8%となっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成 29 年 11 月 4 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社株式の終値が 5 連続取引日の間本新株予約権の行使価額の 200%以上になった場合、その時点で未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得することとしております。なお、任意取得条項につきましては、当該算定上加味しておりません。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 121,332 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 1,213,322 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等

により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり144,900円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり144,900円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式(12,500,000株)に係る議決権の数は125,000個となり、平成27年10月16日現在の当社の発行済株式総数(78,159,666株)に係る議決権の総数780,921個に対する割合は16.01%となりますので、これによって既存株主の皆様の株式持分比率及び議決権比率が減少し、または1株当たり純資産額及び1株当たり利益額が低下するおそれがあります。

しかしながら、当社といたしましては、当社グループによるSFLグループを買収後、同社の経費削減を進めると同時に、当社グループの質屋および中古品買取販売のノウハウを使い、英国において質事業および中古品買取販売事業を強化し、可能な限り短期間の内に業績の拡大をはかり、新規出店と同業他社買収によって英国内におけるシェア拡大を図っていくことを計画しており、そういった諸施策を通じて生じるシナジー効果等により、当社グループにおけるSFLグループの買収は当社の企業価値ひいては株主価値向上に資することになるものと考えております。また、(i)本インターカンパニーローンスキームを用いる場合、当社の自己資本に対する連結負債合計の割合である連結負債比率が109%(平成27年6月末時点)から約191%にまで高まることに加え、今後のSFLグループを含む当社グループにおける運転資金その他の事業資金の調達を借入れで行う場合にはさらに当社の連結負債比率が高まるおそれがあることから、当社の株主利益の最大化という観点からは、本件事業買収後における当社グループにおける必要資金の調達は、当社の連結負債比率の上昇を可及的に軽減できる方法で行うのが望ましいと考え、また、(ii)大黒屋の東京スター銀行及び中国信託商業銀行からの借入れについては、当社が、大黒屋の借入債務を被担保債務とする質権及び根質権を設定する銀行口座へ780百万円を速やかに入金することが条件とされているため、当該資金を速やかに調達しなければならないこととなりますので、それらの点に対処すべく、当社の連結負債比率の上昇のインパクトを可及的に軽減させるという

目的と、当該 780 百万円を速やかに調達するという目的その他当社運転資金等の調達という目的のために、当社にて本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することが株主利益の最大化につながると判断しております。従って、上記株式持分比率及び議決権比率の減少や 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり利益額の低下の可能性を考慮してもなお、本件資金調達は株主価値の向上に資するものであると判断しております。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権がすべて行使された場合には、当社の発行済株式総数は、90,659,666 株となります。

割当予定先である MT キャピタル匿名組合 II の営業者である MT キャピタル合同会社（業務執行社員三田証券株式会社）からは、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により発行される株式については、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 1,192 千株（本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 12,500 千株を加えた発行済株式総数 90,659,666 株の 1.3% 程度）であり、一定の流動性を有しております。一方、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 12,500 千株を 1 年間（245 日／年営業日で計算）にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の 1 日当たりの売却数量は 51 千株となり、上記 1 日当たりの出来高の 4% となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名称	MT キャピタル匿名組合 II（営業者 MTC（業務執行社員三田証券））	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町 3-11 三田証券内	
(3) 設立根拠等	商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく組合	
(4) 組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株式に投資を行うため	
(5) 組成日	平成 27 年 11 月 4 日	
(6) 出資の総額	8.2 億円(予定)	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	99% 小川 浩平（当社代表取締役社長）	
(8) 営業者の概要	名称	MT キャピタル合同会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町 3-11 三田証券内
	代表者の役職・氏名	代表社員 三田証券株式会社



	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務</li> <li>有価証券の保有、運用、売買並びにその他の投資事業</li> </ul>
	資本金	50万円
(9) 当社と当該匿名組合との間の関係	当社と当該匿名組合との間の関係	<p>当社の代表取締役である小川氏は、MTCの営業者である三田証券株式会社より8億円の借入を行ったうえで、MTキャピタル匿名組合Ⅱに対して、8.2億円の匿名組合出資を行う予定です。これにより、小川氏は出資額である8.2億円を上限に本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額またはその転換・行使に際しての払込金額が未回収となるリスクを負担し、三田証券は小川氏及び場合によってMTCに対して資金を貸付けることから小川氏及びMTCの信用リスクを負担することとなります。一方で、小川氏は本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換・行使によって交付される株式の売却によって得られる収益が発生した場合は配当を享受し、損失が発生した場合は出資額が毀損されます。また、三田証券は資金の貸付けに際しての利息収入を得、MTCは割当予定先の営業者として営業者報酬を受領します。</p> <p>当社は、当該匿名組合の営業者であるMTCからは、当該匿名組合による業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。</p>
	当社と営業者との間の関係	<p>当該匿名組合の営業者であるMTCは第12回新株予約権の割当先であるMTキャピタル匿名組合の営業者です。当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券株式会社は第11回新株予約権の割当先です。</p>

(注) 割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTCは、三田証券100%出資子会社であります。三田証券につきましては第三者調査機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同社並びに代表者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。三田証券からはMTキャピタル合同会社が反社会的勢力とは一切関係がないとの口頭による確認を得ています。MTキャピタル匿名組合Ⅱの主な出資者であります小川氏につきましても、株式会社中央情報センター

の調査報告書により、同氏が反社会的勢力ではないことを確認しております。さらに、当社が把握する限りにおいて、割当予定先及びその出資者、また、割当予定先の営業者、その出資者及び代表者が、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先としてMTCを選定したのは、(i)三田証券株式会社は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、及び当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTCを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得を行った実績があるため、新株予約権の取得を検討する際にも必要以上に期間がかからず、かつ(ii)上記第11回新株予約権については発行した840個(行使総額210百万円)のうち243個(行使総額60百万円)の行使にとどまったものの、条件を改めた第12回新株予約権については発行した4,500個(行使総額900百万円)すべての行使が行われた実績に鑑みれば本新株予約権付社債の取得並びに本新株予約権の取得及び行使に関してもその実現性が高いと判断される一方、(iii)MTCを営業者とする匿名組合以外の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当候補先は容易には見つからないであろうと考えられたことによるものです。

なお、本新株予約権スキームにおいては、当社代表者である小川氏がMTCの営業者である三田証券株式会社より8億円の借入を行ったうえで、MTキャピタル匿名組合Ⅱに対して、8.2億円の匿名組合出資を行う予定です。かかる借入れに際して小川氏は保有当社株式を担保として提供することですが、MTC等に対して株券貸借を行う予定はないとのことです。従って本新株予約権スキームにおいて小川氏は、出資額である8.2億円を上限に本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額またはその転換・行使に際しての払込金額が未回収となるリスクを負担し、三田証券は小川氏及び場合によってMTCに対して資金を貸付けることから小川氏及びMTCの信用リスクを負担することとなります。一方で、小川氏は本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換・行使によって交付される株式の売却によって収益が発生した場合は配当を享受し、損失が発生した場合は出資額が毀損されます。また、三田証券は資金の貸付けに際しての利息収入を得、MTCは割当予定先の営業者として営業者報酬を受領します。

他方、上記匿名組合による業務の執行に際しては、匿名組合契約上、匿名組合員となる小川氏には一切の指図権限のないことを確認しており、本新株予約権スキームにおいて小川氏は、専ら8.2億円を上限に信用リスクを補完する立場にとどまり、その他資金の拠出及び組合の運営については三田証券株式会社が担う構造となっています。

また、三田証券株式会社によれば、割当先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱは、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針とのことであり、支配株主の異動等が生じ得ないことも、当社の意向と合致しているものと考えております。

#### (3) 割当予定先の保有、転換または行使にかかわる方針

当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTC（業務執行社員三田証券株式会社）より、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権については市場動向を勘案しながら適宜転換又は行使を行い、取得した当社普通株式については、原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に関与する意思がない旨の説明を受けております。なお、転換及び行使の方針に関しては、リスク管理上の視点から原則として本新株予約権付社債の転換を優先的に行うものの、当社の状況等を見ながら合理性の範囲内で柔軟に対応する方針であるとのことです。

また、MTCからは、MTCによる上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTC、及びその業務執行社員である三田証券から、本新株予約権付社債及び本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただくとともに、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況についてヒアリングを十分に行いました。

その結果、本新株予約権付社債の払込及び本新株予約権の払込に必要となる資金は、主として当社代表取締役である小川氏がMTCへ匿名組合出資する出資金8.2億円であること、及び当該出資金については三田証券株式会社からの借入金8億円、及び小川氏の手元資金0.2億円が原資であることを確認いたしました。当該確認に際しては、当社はMTCと小川氏との匿名組合契約、MTCと三田証券との金銭消費貸借契約、並びに小川氏の金融機関の預金残高を精査いたしました。他方、本新株予約権の行使に要する資金につきましては、本新株予約権の行使に応じて、三田証券よりMTCに対して貸付けを行うことを想定する12億円の貸付枠であることを確認いたしました。

当該確認に際し、当社は三田証券による小川氏に対する「融資条件のご案内」、MTCと小川氏との「匿名組合契約」、MTCと三田証券との「金銭消費貸借契約」、並びに小川氏の預金残高を精査いたしました。また、三田証券については、平成27年8月31日現在の試算表により、平成27年8月31日現在における三田証券の現預金等の財産の状況及び上記融資枠設定に関する三田証券の融資証明書を確認いたしました。これら

により当社は、割当予定先による本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達に何ら支障がないことを確認いたしました。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式 数(千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
MTキャピタル 匿名組合Ⅱ(営業 者:MTキャピタル 合同会社)	東京都中央区日本橋 兜町3番11号三田証 券内	—	—%	12,500	13.80%
小川 浩平	東京都港区	10,410	13.33%	10,410	11.49%
日本証券金融株 式会社	東京都中央区日本橋 茅場町1-2-10	2,139	2.74%	2,139	2.36%
THE BANK OF NEW YORK MELLON	ONE WALL STREET NEW YORK, U. S. A.	2,070	2.65%	2,070	2.28%
田名部 誠悦	青森県八戸市	1,151	1.47%	1,151	1.27%
日本マスタート ラスト信託銀行 式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	927	1.19%	927	1.02%
松井証券株式会 社	東京都千代田区麴町 1-4	758	0.97%	758	0.84%
東京コンピュー タサービス株式 会社	東京都中央区日本橋 本町4-8-14	667	0.85%	667	0.74%
株式会社北海道 カイリック	富山県魚津市三ヶ 227-73	630	0.81%	630	0.70%

エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	東京都豊島区目白2-16-20	585	0.75%	585	0.65%
計		19,338	24.76%	31,838	35.15%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成27年9月30日時点の株主名簿を基準に算定しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが行使された場合における数値となります。なお、今回の割当予定先以外の株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成27年9月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
4. 割当予定先であるMTキャピタル合同会社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を13.80%としておりますが、「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載の通り、同社は本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社の株式を市場において売却する予定です。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には13.80%には達しない見込みです。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

該当ございません

#### 9. 今後の見通し

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が業績に与える影響につきましては現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達には、①希薄化率が議決権ベースで16.01%であり25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権付社債及び本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に規定される、経営から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び妥当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続きは不要となります。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決 算 期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
売 上 高	471	9,172	17,237
営 業 利 益	△299	1,146	2,501
経 常 利 益	△34	1,118	2,053
当 期 純 利 益	△37	279	698
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△1.03	4.65	9.00
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0	0	0
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	33.81	38.94	65.37

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

発行済株式数	78,159,666 株 (平成 27 年 10 月 16 日現在)
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0 株

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

(単位: 円)

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
始 値	60	38	197
高 値	84	362	239
安 値	30	33	137
終 値	40	192	188

※当社は、平成 24 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の株式併合を行っております。上記株価については、株式併合の実施の前後で株価を連続的にとらえるために、併合後の値に調整したものを表示しております。

②最近6ヶ月の状況

(単位 円)

	平成 27 年 4 月	平成 27 年 5 月	平成 27 年 6 月	平成 27 年 7 月	平成 27 年 8 月	平成 27 年 9 月
始値	186	191	185	195	205	159
高値	216	211	215	221	212	164
安値	186	186	184	172	139	142
終値	194	187	194	207	158	154

③発行決議日前営業日株価

	平成 27 年 10 月 16 日現在
始 値	159
高 値	163
安 値	158
終 値	160

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当による第11回新株予約権)

発行期日	平成 24 年 6 月 27 日
調達予定資金の額 (調達額)	215,544,000 円
割当先	三田証券株式会社
募集時点における発行済株式数	342,176,165 株 (平成 24 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の株式併合前の株式数)
募集時点における潜在株式数	42,000,000 株
現時点における転換状況	行使済株式数 1,215,000 株 調達額 60,750,000 円。未行使新株予約権 597 個消却済。
当初の資金使途	運転資金並びに借入金の返済
支出予定時期	平成 24 年 6 月～平成 24 年 12 月
現時点における充当状況	全額を運転資金に充当

(第三者割当による第12回新株予約権)

発行期日	平成 25 年 1 月 28 日
調達予定資金の額（調達額）	917,095,500 円
割当先	MT キャピタル匿名組合（営業者：MTC）
募集時点における発行済株式数	35,432,616 株 （平成 24 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の株式併合後の株式数）
募集時点における潜在株式数	22,500,000 株
現時点における転換状況	行使済株式数 22,500,000 株 調達額 917,095,500 円。
当初の資金用途	運転資金並びにDW株式取得資金
支出予定時期	平成 25 年 1 月～平成 26 年 7 月
現時点における充当状況	400 百万円を運転資金に充当 507 百万円をDW株式取得資金に充当

（ライツ・オファリングによる第13回新株予約権）

発行期日	平成 26 年 3 月 5 日
調達予定資金の額（調達額）	1,997,998,500 円
割当先	平成 26 年 3 月 4 日現在の株主
募集時点における発行済株式数	66,607,616 株
募集時点における潜在株式数	13,319,990 株
現時点における転換状況	行使済株式数 11,552,050 株 調達額 1,732,807,500 円。
当初の資金用途	運転資金並びにDW株式取得資金
支出予定時期	平成 25 年 6 月～平成 28 年 1 月
現時点における充当状況	260 百万円を運転資金に充当 55 百万円を事業戦略検討諸費用に充当 684 百万円をDW株式取得資金に充当 470 百万円をDWあて英国会社買収資金並びにデューデリジェンス費用及びその他の買収関連費用

12. 発行要項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される



別紙1「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項」及び別紙2「第14回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

アジアグロースキャピタル株式会社  
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  
発行要項

1. 社債の名称  
アジアグロースキャピタル株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）
2. 社債の総額  
金 800,000,000 円
3. 各社債の金額  
金 20,000,000 円
4. 払込金額  
各本社債の金額 100 円につき金 100 円  
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面  
無記名式とし、社債券及び新株予約権付社債を発行しない。  
また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率  
2%
7. 担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日  
平成 27 年 11 月 4 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成 27 年 11 月 4 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、MT キャピタル合同会社を営業者とする MT キャピタル匿名組合Ⅱに割当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 29 年 11 月 4 日にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

当社は、平成 27 年 11 月 5 日以降、償還すべき日の 2 週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 28 年 3 月 31 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行休業日に繰り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しな

い。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。

- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年 14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

### 13. 買入消却

- (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

### 14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、160 円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定

める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合  
調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認が

あった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ④ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前

日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
  - (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
  - (ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の新株予約権者は、平成 27 年 11 月 5 日から平成 29 年 11 月 4 日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの間(以下、「行使期間」という。))、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
  - (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受

付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又は



#### その算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 15. 特約

### (1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行

後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

## (2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

## 16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 17. 元金支払事務取扱場所（元金支払い場所）

アジアグロースキャピタル株式会社 総務部（東京都港区高輪二丁目15番8号）

## 18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。

但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

21. 行使請求受付場所

アジアグロースキャピタル株式会社 総務部（東京都港区高輪二丁目15番8号）

23. 準拠法

日本法

24. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上



アジアグロースキャピタル株式会社第14回新株予約権  
発行要項

1. 新株予約権の名称  
アジアグロースキャピタル株式会社第 14 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金 14,490,000 円（本新株予約権 1 個当たり金 144,900 円）
3. 申込期日  
平成 27 年 11 月 4 日
4. 割当日及び払込期日  
平成 27 年 11 月 4 日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱに割当てて。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、75,000 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 7,500,000 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及

び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = (調整前割当株式数 × 調整前行使価額) ÷ 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

100 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 144,900 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、160 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

				交 付	×	1 株 当 た り
			既 発 行	+	株 式 数	払 込 金 額
調 整 後	=	調 整 前	×			1 株 当 た り の 時 価
行 使 価 額		行 使 価 額		既 発 行 株 式 数 + 交 付 株 式 数		

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
  - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社

東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」という。）における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成27年11月5日から平成29年11月4日までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。



### 13. 新株予約権の取得事由

- (1) 平成27年11月5日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 平成27年11月5日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。

### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

#### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

#### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

#### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

#### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限  
第 11 項ないし第 17 項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第 7 章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第 131 条第 3 項に定める特別口座を除きます。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記 11 「新株予約権の行使期間」に記載の行使期間中に下記 19 「行使請求の受付場所」に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて下記 20 「払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項第 (1) 号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

19. 行使請求受付場所

アジアグロースキャピタル株式会社 総務部（東京都港区高輪二丁目 15 番 8 号）

20. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 渋谷支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 144,900 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載の通りとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 10 月 16 日）の東証二部における当社普通株式の終値 160 円を参考として、投資家と協議を行なった結果、1 株 160 円（ディスカウント率 0%）に決定した。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上